



NEWSLETTER

DEC. 30, 2024 NO.20241230-J2

2025年1月1日より台湾意匠登録出願に係る 早期審査及び審査繰延請求が延長並びに修正される

現行の台湾意匠登録出願制度では、知的財産局は自動的に意匠登録出願の実体審査を行う。知的財産局は、出願人の特許ポートフォリオの構築に寄与するという観点から、2018年7月1日より意匠登録出願の実体審査繰延請求の受理を開始し、2023年9月1日には意匠登録出願の早期審査試行スキーム（試行期間は2024年12月31日迄）を打ち出するとともに、意匠の実体審査繰延請求に関する規定を改正した。2025年1月1日より台湾意匠登録出願の早期審査及び実体審査繰延請求に関する作業が延長並びに修正される。

台湾意匠登録出願の早期審査

前記意匠の早期審査試行スキームは知的財産局により総括され、2025年1月1日から2026年12月31日までの2年間、その施行期間が延長されることが決定した。

意匠登録出願の早期審査の要点は以下の通りである：

- 一、早期審査の請求は、知的財産局から（初審）審査の開始が通知された後、審査意見通知の受領前の期間でなければならない。
- 二、電子方式（知的財産局のE-SETシステム）で請求しなければならず、紙媒体方式で請求することはできない。
- 三、試行期間は政府手数料が不要である。
- 四、以下の1～3のいずれかの事由に基づき、早期審査を請求することができる。

請求事由	事由の説明	必要な書類
1. 第三者が商業的に実施している	非意匠登録出願人による商業的実施を意味し、第三者、実施行為及びその開始時期に関する情報を必要とする。	製品カタログや写真、新聞、雑誌などの証明書類。
2. 意匠が国内外の著名な賞を受賞している	受理される五大デザイン賞は次のとおり：台湾のゴールデンピン・デザイン賞（Golden Pin Design Award）、ドイツのiFデザイン賞（iF Design Award）、ドイツのレッド・ドット・デザイン賞（Red Dot Design Award）、日本のグッドデザイン賞（Good Design Award）、アメリカのインターナショナル・デザイン・エクセレンス賞（International Design Excellence Awards, IDEA）。	請求者名と一致する賞状（つまり、請求者が受賞者）と、該当する受賞デザインの証明書類（受賞者、受賞デザイン、ウェブサイトのハイパーリンクが掲載された公式ウェブサイトのスクリーンショットでも可）。
3. スタートアップ企業による意匠登録出願（事由3については、スタートアップ企業1社あたり年間3件の早期審査請求に限る）	該当するスタートアップ企業は、台湾会社法又は外国会社法に基づく設立8年未満の国内又は外国企業であり、この期間の計算は、会社設立日から意匠登録出願の出願日まで、或いは優先権を主張する場合は最も早い優先日までとなる。	国内企業は証明書類を提出する必要はないが（知的財産局が独自に確認する）、外国企業は会社設立日を証明する書類とその中国語訳を添付し、書類が正本でない場合は宣言書を提出する必要がある。

聯合專利商標事務所 UNION PATENT SERVICE CENTER

TAIPEI OFFICE

11th F., 346 Nanking E. Road, Sec. 3, Taipei 105, TAIWAN
TEL : (886-2) 2721-1306
FAX : (886-2) 2752-1800 ; 2711-5984
E-mail : upsc@unionpatent.com.tw
URL : www.unionpatent.com.tw

TOKYO OFFICE

9th Floor 1-28-1-901 Higashi-Ikebukuro, Toshima-ku, Tokyo
TEL : 03-3988-7421
FAX : 03-3988-3491 ; 03-3988-7424
E-mail : upsc@unionpatent.co.jp
URL : www.unionpatent.co.jp

HONG KONG OFFICE

Units E-F, 20th Floor, Neich Tower, 128 Gloucester Road, Hong Kong
TEL : (852)2511-1348
FAX : (852)2511-6737 ; 2507-4697
E-mail : upsc@unionpatent.com.hk
URL : www.unionpatent.com.hk

出願人が提出した書類に不備がある場合、知的財産局は是正を求める通知書を送付し、知的財産局は原則として、書類が揃った後 2 ヶ月以内に審査結果を通知する。台湾意匠登録出願の通常の審査期間は約 6~10 ヶ月で、2023 年の統計資料によると、意匠登録出願の審査期間は平均 6.6 カ月、第一次通知までの期間は平均 5.5 ヶ月である。したがって、意匠登録出願の早期審査は、通常の審査よりも 3~4 ヶ月短縮されることになる。

台湾意匠登録出願の審査繰延請求

前記意匠登録出願の実体審査繰延請求（発明特許出願と共通の作業要点）は、本来、初審段階にのみ適用されるものであったが、意匠登録出願の再審査段階でも請求できるよう緩和された。

意匠登録出願の審査繰延請求の要点は以下の通りである：

- 一、意匠登録出願と同時又は出願日後 1 年内に請求する（即ち出願日の翌日から 1 年内）
- 二、請求書類に実体審査を続行する日を明記する（新規意匠の出願日後 1 年内）
- 三、政府手数料は不要
- 四、初審又は再審段階の第一次審査意見通知書送達前の出願に適用
- 五、早期審査を請求していない出願でなければならない
- 六、出願日から 1 年が経過すると、審査繰延請求することができない

実務上、実体審査を経て登録査定となった台湾意匠登録出願について、出願人が早急な公告を望まない場合、登録査定書の送達後 3 カ月内に登録料を納付し登録証書を受領する際に、公告の繰り延べ（1~6 ヶ月までで、政府手数料なし）を併せて請求することで、意匠登録後の早急な公告を回避することができる。

聯合專利商標事務所 UNION PATENT SERVICE CENTER

TAIPEI OFFICE

11th F., 346 Nanking E. Road, Sec. 3, Taipei 105, TAIWAN
TEL : (886-2) 2721-1306
FAX : (886-2) 2752-1800 ; 2711-5984
E-mail : upsc@unionpatent.com.tw
URL : www.unionpatent.com.tw

TOKYO OFFICE

9th Floor 1-28-1-901 Higashi-Ikebukuro, Toshima-ku, Tokyo
TEL : 03-3988-7421
FAX : 03-3988-3491 ; 03-3988-7424
E-mail : upsc@unionpatent.co.jp
URL : www.unionpatent.co.jp

HONG KONG OFFICE

Units E-F, 20th Floor, Neich Tower, 128 Gloucester Road, Hong Kong
TEL : (852)2511-1348
FAX : (852)2511-6737 ; 2507-4697
E-mail : upsc@unionpatent.com.hk
URL : www.unionpatent.com.hk